

つくばモビリティロボット実証実験推進協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、つくばモビリティロボット実証実験推進協議会（以下「本協議会」という。）という。

(目的)

第2条 本協議会は、実社会等における搭乗型移動支援ロボット（以下単に「ロボット」という。）の実証実験を推進し、新たなロボット産業を育成するとともに、ロボットの実用化の促進や人材育成を図り、もって超高齢社会への対応、低炭素社会の実現、地域活性化等にご貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) ロボット実証実験の推進及び支援
- (2) ロボット実証実験等に関する情報発信・成果の広報
- (3) ロボットの実用化に係る社会制度等に関する国への提言
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本協議会は、以下の者により構成する。

- (1) 正会員：本規約に定める目的及び活動に賛同し、つくば市においてロボットの公道実証実験を行うことを希望する法人、団体又は個人であって、総会での議決権を有する者
- (2) 準会員：本協議会の活動に関心を有する法人、団体又は個人であって、総会での議決権を有しない者

(会費及び入会金)

第5条 本協議会の会費及び入会金の額は、会長が別に定める。

(入会及び退会)

第6条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 退会する者は、別に定める退会届を提出して、退会することができる。
- 3 会員が本規約を遵守しないとき若しくは本協議会の名誉を毀損する行為があったとき又は個人の会員が入会時における所属機関等の資格に異動があったにもかかわらず本協議会にその旨の届出がないとき、会長は、当該会員を退会させることができる。

4 退会の理由にかかわらず、会費及び入会金は返却しない。

(役員等)

第7条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 5名以内
 - (3) 監事 2名以内
- 2 会長は、つくば市長とし、本協議会を代表し、運営を総括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。
 - 4 監事は、本協議会の会計を監査する。
 - 5 副会長及び監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
 - 6 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 7 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 本協議会に総会を置く。

- 2 総会は、正会員をもって構成し、毎年度1回以上開催する。
- 3 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 総会は、本協議会の事業及び運営に関する基本的事項について審議し、決定する。
- 5 総会は、正会員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。以下同じ。）をもって成立する。
- 6 総会の議事は、出席する正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面審議等)

第9条 会長は、やむを得ないと認めるときは、役員等に対し、書面により、本協議会の基本的事項の審議を求めることができる。

(幹事会)

第10条 本協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本協議会の活動の一部について必要な協議を行い、決定する。
- 3 幹事は、会長が委嘱する。
- 4 幹事会に幹事長を置く。
- 5 幹事長は、つくば市科学技術振興部長とする。
- 6 幹事任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 7 補欠による幹事任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(顧問、アドバイザー等)

第11条 本協議会の活動を円滑に推進するため、顧問、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

2 顧問及びアドバイザーは、会長が委嘱する。

3 顧問及びアドバイザーは、総会、幹事会において意見を述べるができる。

(部会)

第12条 本協議会に、第3条に規定する活動を行うために、必要に応じて特定の部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(実験検証評価委員会)

第13条 本協議会に、実験計画の確認、実験結果の評価検証等を行うために、実験検証評価委員会を置くことができる。

2 実験検証評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(その他の委員会)

第14条 会長は、本協議会の目的遂行のために必要な委員会を置くことができる。

(経費)

第15条 本協議会の運営に関する経費は、第5条に規定する会費及び入会金のほか、つくば市が拠出する負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する負担金の額は、つくば市の予算の範囲内において、本協議会の予算で定める額とする。

(事務局)

第16条 本協議会の事務局は、つくば市科学技術振興部科学技術・特区推進課内に置く。

2 事務局長は、つくば市科学技術振興部科学技術・特区推進課長とする。

(会計年度等)

第17条 本協議会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

2 本協議会の事業年度も、また同様とする。

(規約の変更)

第18条 本規約の変更は、総会において出席する正会員の過半数をもって議決する。

(解散・残余財産の帰属先)

第19条 本協議会の目的を果たしたと判断された場合は、総会の決議をもって解散することができるものとする。

2 本協議会が解散時に有する財産の帰属先は、総会において出席する正会員の過半数をもって議決する。

(細則)

第20条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本規約は、本協議会設立の日から施行する。

2 本協議会の最初の会計年度は、前項の規定するこの規約施行の日から翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年10月30日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正前の規約第4条第3号に規定する学術会員、同条第4号に規定する特別会員及び同条第5号に規定するサポーター会員であった者は、施行日後は、この規約による改正後の規約第4条第2号に規定する準会員とする。

附 則

この規約は、平成28年6月14日から施行する。